

第 15 回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 28 年 3 月 5 日（土）、札幌市の北海道 N T T セミナーセンターにおいて、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

今回の参加者は、金融教育支援員登録者のほか、金融教育支援員養成講座受講者及び今後障がいのある人を対象にした活動を予定している人など、さまざまでした。

最初に、ゆうちょ財団より、財団の知的障がい等のある人を対象にした金融教育講座の開催状況及び金融教育支援員講座の開講目的等の説明を行いました。

続いてのセミナーは、「障がいのある人の“お金とリスク”のはなし」をテーマに、ぜんち共済株式会社の富岡竜一氏が講師を務めました。

障がいのある人のライフプランは、就学期、青年期などの年齢ごとに考えていく必要があります。障がいのある人の場合、各年齢ごとに取り巻く法制度があり、それに伴う生活状況の変化や必要な手続等があります。特に、就学期から青年期に至る 18 歳以降の期間は、取り巻く法律が児童福祉法から障害者総合支援法に移行する時期であり、20 歳からの障害年金の請求手続など、今後のライフプラン設計上の重要な時期となります。そして、65 歳以降の老齢期は介護保険法の適用となり、費用負担など大きな問題があることも説明されました。

また、ライフプランを考えると、保護者の年齢を関連付けて考えることの必要性も強調されました。よく言われる親の亡くなった後のことを考える「親亡き後」ではなく、もっと前の段階の親が面倒を見れなくなる「親無き後」のことを考える必要があります。

さらに、障がいのある人のリスクでは、病気・けがのリスクや他人へのリスク（個人賠償リスク）については多くの保護者が気づいていますが、他人からのリスク（虐待・経済的搾取）については意外と気づいていないことが説明されました。特に、就労する場合、通勤時や職場での人間関係など、このリスクが高まることが説明されました。

このほか、障がいのある人のための支援制度では、特別障害児扶養手当などの国の制度として運営されているものや、地方自治体の制度として運営されている支援策が紹介されました。

多くの事例を交えての説明は「大変分かりやすかった」「期待以上だった」と好評でした。



平成 27 年度の金融教育支援員セミナーは今回が最終回です。平成 28 年度は 4 月 24 日（日）（東京会場）がスタートとなります。平成 28 年度も多くの皆さまのご参加をお待ちしています。